

## 令和6年度 主な事業の要求・査定状況

※主な事業とは、市が実施しようとする新規事業・投資的経費等を中心に抜粋したもので、市が行う全ての事業を掲載したものではありません。

### 市民部

(単位:千円)

担当課	小事業	要求額	要求内容	査定額	査定理由
市民課	戸籍住民基本台帳事務経費	25,946	本庁舎窓口等にキオスク端末を追加設置するための経費	25,594	B
斎苑管理課	地域集会所建設費補助経費	26,320	集会所の建設に対し補助を行う。(新斎苑整備に伴う地域活性化対策事業)	26,000	B
斎苑管理課	霊苑整備事業(墓地・火葬場整備)	148,300	東山霊苑の整備工事等及び寺山霊苑の駐車場整備等に要する経費	148,300	A
斎苑管理課	市単独土地改良整備補助事業	67,000	水路整備工事等に対し補助を行う。(新斎苑整備に伴う地域活性化対策事業)	67,000	A
斎苑管理課	道路橋梁維持補修経費	21,000	道路等の維持補修に要する経費(新斎苑整備に伴う地域活性化対策事業)	21,000	A
斎苑管理課	道路橋梁新設改良単独事業	1,500	道路等の新設工事に要する経費(新斎苑整備に伴う地域活性化対策事業)	1,500	A
地域づくり推進課	奈良市ポイント制度経費	16,274	奈良市ポイント制度のアプリ化に要する経費	16,274	A
地域づくり推進課	庁舎等施設整備事業	47,754	地域ふれあい会館の改修工事に要する経費	40,420	B
地域づくり推進課	仮称奈良帝塚山地域ふれあい会館整備事業	98,772	仮称奈良帝塚山地域ふれあい会館の改修工事に要する経費	98,200	B
地域づくり推進課	地域ふれあい会館運営管理経費	9,163	地域ふれあい会館の開館に伴う初度調弁	5,500	B
文化振興課	文化振興施設整備事業	132,410	文化施設を計画的に改善・補修し、施設の整備を図る。(なら100年会館時の広場改修等、入江泰吉記念良市写真美術館駐車場改修等)	129,140	B
スポーツ振興課	鴻ノ池陸上競技場等管理経費	23,350	鴻ノ池ランニングステーション新設に伴う指定管理料や鴻ノ池陸上競技場の備品を購入する経費	5,000	D
スポーツ振興課	コミュニティスポーツ施設管理経費	497	(仮称)右京コミュニティスポーツ会館新設に伴う指定管理料	497	A
スポーツ振興課	西部生涯スポーツセンター室内施設改修事業	217,430	西部生涯スポーツセンター室内温水プールの改修に要する経費	204,600	B
スポーツ振興課	鴻ノ池球場改修事業	15,827	鴻ノ池球場の改修に要する経費	14,000	B
スポーツ振興課	コミュニティスポーツ会館整備事業	62,596	コミュニティスポーツ会館の改修に要する経費	12,000	D
スポーツ振興課	仮称右京コミュニティスポーツ会館整備事業	134,260	(仮称)右京コミュニティスポーツ会館の整備に要する経費	130,300	B
スポーツ振興課	鴻ノ池陸上競技場改修事業	249,611	鴻ノ池陸上競技場の改修に要する経費	100,000	D
スポーツ振興課	中央体育館改修事業	59,907	中央体育館の改修及び備品を購入する経費	48,500	B
スポーツ振興課	中央第二体育館改修事業	160,950	中央第二体育館の空調設備等の整備に要する経費	115,000	D
スポーツ振興課	中央第二武道場改修事業	72,202	中央第二武道場の空調設備の整備に要する経費	70,000	B
スポーツ振興課	学校体育施設開放事業施設整備事業	88,464	学校開放用トイレの改修に要する経費	70,700	B
スポーツ振興課	鴻ノ池運動公園整備単独事業	174,190	鴻ノ池運動公園の整備に要する経費	167,000	B
共生社会推進課	環境改善施設整備事業	28,705	環境改善施設の撤去工事に要する経費	25,000	B

担当課	小事業	要求額	要 求 内 容	査定額	査定理由
月ヶ瀬行政センター地域振興課	庁舎等施設整備事業	20,000	旧月ヶ瀬小学校跡地の解体後の跡地利用について、整備を進めるための経費	3,500	D
月ヶ瀬行政センター地域振興課	東部地域振興経費	121,620	東部地域の持続可能な地域社会構築業務に要する経費	118,290	B
月ヶ瀬行政センター地域振興課	温泉施設整備事業	13,535	月ヶ瀬温泉の擁壁を改修するための経費	13,000	B
東部出張所	東部出張所庁舎等改修事業	239,924	旧興東中学校の校舎解体及び二次避難所に指定されている体育館の改修に係る経費	36,100	D
北部出張所	庁舎等施設整備事業	40,766	北部会館の屋上防水工事等に要する経費	12,300	D

査定理由 A: 要求どおり全額を認めているもの

B: 単価・数量・金額を精査し、所要額を予算措置したもの

C: 実施方法の変更や内容の見直しを行い、所要額を予算措置したもの

D: 優先順位をつけ、一部もしくは全部を次年度以降に先送りしたもの

E: 実施時期・事業効果の検討等、内容調整が必要と判断したもの

F: 国の補正予算を活用して、一部もしくは全部を令和5年度に前倒ししたもの